

## 産業廃棄物処分業の経理的基礎に関する審査基準

(令和3年4月1日制定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の5第1号ロ（2）若しくは第2号ロ（2）又は第10条の17第1号ロ（3）若しくは第2号ロ（3）に定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

### 第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

（1）直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。

（2）直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。

（3）直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士または公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

（1）直前事業年度において債務超過である。

（2）次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

### 第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

（1）直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

（2）直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

（1）直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。

（2）直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。

### 第3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。